

第1号様式（第6条関係）

生活用水確保に対する補助金交付申請書

年 月 日

二本松市長

申請人

住所又は所在地

氏名又は名称 印

二本松市生活用水確保に対する補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助事業等の経費所要額	円
補助金等の額	円
補助事業等の着手年月日 及び完了年月日	年 月 日 着手 年 月 日 完了(予定)
添付書類	(1) 設置場所の案内図 (2) ボーリングさく井工事等に要する工事費の見積書の写し (3) 納税証明書(課税がない者は、課税証明書又は滞納がない旨を説明した理由書等) (4) その他市長が必要と認める書類
担当課所見(申請人において記入しないこと。)	

納税証明書（生活用水確保に対する補助金用）

納税義務者	住 所	
	氏 名	
付 記	令和 年 月 日現在	

上記の者の納付すべき市税に、未納がないことを証明します。

令和 年 月 日

二本松市長

納税証明書（生活用水確保に対する補助金用）（控え）

納税義務者	住 所	
	氏 名	
付 記	令和 年 月 日現在	

上記の者の納付すべき市税に、未納がないことを証明します。

令和 年 月 日

二本松市長

滞納なし確認印欄
確認年月日

口座振込依頼書

令和 年 月 日

二本松市長 様

依頼人

住所又は所在地

氏名又は名称

印

電話番号

下記補助金が交付される場合は、次により振込み願います。

記

- | | | | | |
|---|--------------|-----------------------------------|------|-------|
| 1 | 補助金等の名称 | 生活用水確保に対する補助金
(井戸ボーリングさく井工事補助) | | |
| 2 | 補助金額 | 円 | | |
| 3 | 振込先
金融機関名 | 銀行 | 本店 | |
| | | 農協 | 支店 | |
| | | 金庫 | 支所 | |
| | 口座の種類 | 1 普通 | 2 当座 | 3 その他 |
| | 口座番号 | | | |
| | (フリガナ) | | | |
| | 口座名義人 | | | |

確 約 書

令和 年 月 日

二本松市長 様

〒

住 所

氏 名

印

電話番号

私こと_____は、現在、二本松市外に住所を有する者であります。今般、二本松市生活用水確保に対する補助金の交付申請をするにあたり、令和 年 月 日までに二本松市に転入することを確約いたします。

第2号様式（第6条関係）

土地使用承諾書

年 月 日

二本松市長

使用者

住所又は所在地

氏名又は名称

印

土地の所在	
使用目的	
使用期間	
その他	

私の所有する土地を上記のとおり使用することを承諾します。

年 月 日

土地所有者

住所

氏名

印

第3号様式（第6条関係）

代表者選任届兼誓約書

年 月 日

二本松市長

代表者

住所又は所在地

氏名又は名称

印

二本松市生活用水確保対策事業に係る一切の権限を上記代表者に委任したので届け出ます。

また、二本松市生活用水確保に対する補助金交付要綱により、二本松市の補助金を受けて実施する生活用水確保対策事業について、将来において問題が生じた場合は、事業実施者の責任において解決することを誓約します。

共同利用者

住 所	氏 名
	印
	印
	印
	印
	印

第4号様式（第7条関係）

生活用水確保に対する補助金実績報告書

年 月 日

二本松市長

補助事業者等

住所又は所在地

氏名又は名称 印

二本松市生活用水確保に対する補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

指令年月日及び指令番号	・ ・	二本松市指令(文書の記号)第	号
年度及び補助金等の名称	年度		
補助事業等の施行場所			
補助事業等の経費精算額及び	精算額		円
補助金等の交付決定通知額	決定通知額		円
補助金等の最終交付年月日	・ ・		
着手年月日	・ ・	完了年月日	・ ・
添付書類 (1) ボーリングさく井工事等に要した工事費の領収書の写し (2) 揚水検査証明書 (3) ボーリングさく井工事等の写真 (4) その他市長が必要と認める書類			

第5号様式(第15条関係)

補助金等交付請求書

令和 年 月 日

二本松市長 様

請求人

住所又は所在地

氏名又は名称

印

二本松市補助金等交付規則第15条の規定により補助金等の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

指令年月日及び指令番号	・ ・	二本松市指令 第 号
年度及び補助金等の名称	令和 年度	二本松市生活用水確保に対する補助金
補助金等の交付決定通知額	①	円
既 交 付 額	②	円
今 回 交 付 請 求 額	③	円
未 交 付 額	④	円 ①-(②+③)
② の 内 訳	年 月 日	円交付
	年 月 日	円交付
	年 月 日	円交付
	年 月 日	円交付

第3号様式（第11条関係）

補助事業等計画変更
中止（廃止）申請書

令和 年 月 日

二本松市長 様

申請人

住所又は所在地

氏名又は名称

印

二本松市補助金等交付規則第11条の規定により次のとおり申請します。

指令年月日及び指令番号	令和 年 月 日	二本松市指令 第 号
年度、補助金等の名称 及び補助金等の決定額	年度	生活用水確保に対する補助金 円
補助事業等 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
計 画 変 更 又 は 中 止（ 廃 止 ） の 理 由		
計 画 変 更 又 は 中 止（ 廃 止 ） の 年 月 日	令和 年 月 日	
添 付 書 類 1 補助金等交付決定通知書の写し 2 見積書		

○二本松市生活用水確保に対する補助金交付要綱

平成17年12月1日告示第41号

改正

平成27年3月25日告示第50号

令和2年3月23日告示第56号

二本松市生活用水確保に対する補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、水道未普及地域内にボーリングさく井工事により生活用水を確保しようとする者に対し、工事費等の一部を補助することにより、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする。

(補助対象地域)

第2条 補助の対象地域（以下「補助対象地域」という。）は、水道法（昭和32年法律第177号）第6条第1項の規定により、給水区域の認可を受けた区域以外の二本松市全域とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、補助の対象とすることができる。

(補助対象工事)

第3条 補助の対象工事等は、補助対象地域内において、個人又は共同により使用する生活用水を確保するため行うボーリングによるさく井工事及び当該工事に必要な付帯工事（以下「ボーリングさく井工事等」という。）のうち、次に掲げるものとする。ただし、電気工事は、除くものとする。

- (1) ボーリング工事等
- (2) 取水管工事
- (3) ポンプ設置工事
- (4) 給水管工事（敷地内配管工事を除く。）
- (5) 貯水タンク設置工事
- (6) 水質検査

(補助対象者)

第4条 補助の対象者は、補助対象地域内において、自らが居住し、又は居住するために前条に規定する工事を行う者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 市の区域内に住所を有していない者（補助事業完了後に当該住宅に転居し、かつ、当該井戸を維持管理しようとする者を除く。）
- (2) 市税を滞納している者
- (3) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認める者
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、個人利用のボーリングさく井工事等にあつては、第3条に規定する工事等費用の2分の1以内の額とし、70万円を限度とする。また、共同利用のボーリングさく井工事等にあつては、当該費用の4分の3以内の額とし、1戸当たり100万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、生活用水確保に対する補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 設置場所の案内図
- (2) ボーリングさく井工事等に要する工事費の見積書の写し
- (3) 納税証明書（課税がない者は、課税証明書又は滞納がない旨を説明した理由書等）
- (4) 土地使用承諾書（第2号様式）（共同利用の場合又は他人の土地に給水施設を設置する場合に限る。）
- (5) 代表者選任届兼誓約書（第3号様式）（共同利用の場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類
(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、

補助事業が完了した日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日まで
に、生活用水確保に対する補助金実績報告書（第4号様式）に、次に掲げる書類を添
えて、市長に報告しなければならない。

- (1) ボーリングさく井工事等に要した工事費の領収書の写し
 - (2) 揚水検査証明書
 - (3) 水質検査結果書
 - (4) ボーリングさく井工事等の写真
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の交付)

第8条 前2条に定めるもののほか、補助金の交付については、二本松市補助金等交付
規則（平成17年二本松市規則第37号）の定めるところによる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の岩代町生活用水確保に対する補助金交
付要綱（平成17年岩代町告示第14号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為
は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成27年3月25日告示第50号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月23日告示第56号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。